

表1 市民税・都民税申告&所得税確定申告チェック表

スタート

令和3年1月1日現在東久留米市に住んでいた

1月1日現在住んでいた市区町村にご確認ください

↓ 当てはまる

給与収入

- 年末調整済みの給与収入があり、それ以外の所得が20万円を超えている
- 年末調整をしていない給与収入がある(例:中途退職で再就職をしていない方、2カ所以上から給与の支払を受けている方、給与収入が2,000万円を超える方など)
- 給与の源泉徴収票に含まれていない控除を追加し、所得税の還付を受ける(★)

年金収入

- 公的年金等の収入が400万円を超えている
- 公的年金等の収入が400万円以下でそれ以外の所得が20万円を超えている
- 公的年金の源泉徴収票に含まれていない控除を追加し、所得税の還付を受ける(★)

その他収入

- 土地・建物などの譲渡所得や生命保険の満期返戻金などの一時所得がある
- 事業所得や不動産所得などがあり、所得税の納付または予定納税、源泉徴収に係る所得税の還付を受ける(★)
- 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける

↓ 1つも当てはまらない

勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない

収入がなく(遺族年金や障害年金、失業手当などの非課税収入のみを含む)、東久留米市内に居住する人の税法上の扶養親族となっていない
※国民健康保険税などの算定資料となるため、収入がないことをご申告ください。

確定申告は不要であるが、給与や公的年金以外の収入や追加する控除がある

税務署へ 所得税の確定申告が原則必要です

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。東村山税務署へお問い合わせください。
国税庁ホームページ: <https://www.nta.go.jp>
※e-tax(電子申告)で作成・提出できます
東村山税務署
電話:042・394・6811
所在地:東村山市本町1-20-22
※申告書作成会場は土曜・日曜日、祝日を除く2月16日(火)~3月15日(月)に開設
★公的年金収入のみの方が医療費控除を追加する場合など、ほとんどの所得税の還付申告は、3月16日(火)以降でも税務署で申告可能です。ただし、繰越損失の申告、株式譲渡が関わる申告、青色申告などで3月15日(月)までの提出が必須となる還付申告もありますので、あらかじめ税務署にご確認ください。
◎収入が給与・年金のみの場合、市役所で開設する確定申告書作成コーナーをご利用いただけます。詳しくは下表2をご覧ください。

市役所へ 市民税・都民税の申告が必要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告書提出のための来庁はお控えいただき、郵送で3月15日(月)までの提出にご協力ください

市民税・都民税の申告および所得税の確定申告は不要

※収入がない方は、市内在住の親族があなたを扶養親族として申告(または年末調整)しているか必ず確認してください。

市民税・都民税申告書の受け付けと確定申告書作成コーナーの開設について

【会場】市役所2階特設会場
【日時】土曜・日曜日、祝日
【期間】2月16日(火)~3月15日(月)の午前8時半~午後5時(作成コーナーは午後3時半)

申告が必要かどうかについては左表1を確認の上、申告の準備をお願いします。市役所では、市民税・都民税の申告の受け付けと確定申告書作成コーナーを開設します。

【注意】市役所では、市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。確定申告する必要はありません。市役所で受け付けできる確定申告は、次のものに限り、市役所での受付となります。

① 提出のみの方 内容に記入漏れがないことを確認の上、ご提出ください。

② 確定申告書作成コーナーをご利用の方 ご利用可否は、左下表2をご確認ください。

◎申告に必要なもの

- 申告書・印鑑・個人番号確認書類(通知カードなど)
- 本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)
- マイナンバー(個人番号カード)をお持ちの方は、同カードのみで個人番号確認と本人確認ができます。

※所得税の確定申告をする方は、マイナンバーカードまたは個人番号確認書類と本人確認書類をご用意ください。

表2 確定申告書作成コーナーのご利用について

申告の内容		作成コーナーのご利用可否
所得関係	給与	○ 源泉徴収票が必要です。
	雑 年金(公的年金・個人年金)	○ 源泉徴収票等が必要です。 ※支払年金額等のお知らせで「一時所得」に区分されている個人年金(満期保険金の受け取りなど)の場合はご利用できません。東村山税務署にご相談ください。
	その他雑(報酬・講演料など)	× 東村山税務署にご相談ください。
控除関係	その他所得(事業・不動産・配当・一時・分離など)	× 東村山税務署にご相談ください。
	医療費控除	○ 「医療費控除の明細書」の作成・計算はご自身でお済ませください。
	社会保険料控除	○ 国民年金保険料と国民年金基金の掛金は控除証明書が必要です。国民健康保険・介護保険等はあらかじめご自身で納付済金額をご確認ください。
	生命保険料控除、地震保険料控除	○ 控除証明書が必要です。
	寄附金控除	○ ※ワンストップ特例を申請している場合は、必ず寄附金控除を追加してください。 東村山税務署にご相談ください。
その他	住宅ローン控除	○ 「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等控除証明書」および「住宅ローン年末残高証明書」が必要です。
	特殊な申告(雑損控除、災害減免、外国税額控除、住宅耐震改修など)	× 東村山税務署にご相談ください。
令和2年分以外の申告・準確定申告		×

※作成コーナーは、申告する方ご自身でパソコンを操作して申告書を作成する特設会場です。職員による対面での作成補助はありません。

確定申告書の写しは源泉徴収票(令和2年分)※源泉徴収票がない場合は令和2年分の収入のわかるもの控除のための必要書類(例:生命保険料の控除証明書、地震保険料などの支払証明、障害者手帳、要介護の方は「障害者控除対象者認定書」、勤労学生の方は在学証明または学生証、医療費控除の明細書など)を揃えてください。

※医療費控除を受ける場合は、あらかじめ医療費控除の明細書の作成と合計額の計算をお済ませください。領収書は、7/77(内線2333)~2337へ。

詳しくは課税課 ☎470・7777

確定申告書の写しは源泉徴収票(令和2年分)※源泉徴収票がない場合は令和2年分の収入のわかるもの控除のための必要書類(例:生命保険料の控除証明書、地震保険料などの支払証明、障害者手帳、要介護の方は「障害者控除対象者認定書」、勤労学生の方は在学証明または学生証、医療費控除の明細書など)を揃えてください。

※医療費控除を受ける場合は、あらかじめ医療費控除の明細書の作成と合計額の計算をお済ませください。領収書は、7/77(内線2333)~2337へ。

詳しくは課税課 ☎470・7777

高額介護合算療養費支給申請の勧奨通知を送付します

高額介護合算療養費制度は、1年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所定の自己負担限度額を超える場合に支給対象となります。申請して認められると、所定の自己負担限度額を超えた分が、医療保険と介護保険のそれぞれの制度から世帯単位で毎年8月1日か

高額の総額(10割分)、自己負担相当額など。

※医療費の総額には、自由診療や差額ベッド代など、保険適用外の額は含まれません。

【対象】元年9月~2年8月の12カ月間に、医科・歯科・調剤などの1カ月の医療費の総額が5万円を超える月がある方。

※すべての被保険者へ発送するものではありません。

【その他】この通知による手続きの必要はありません。

詳しくは保険年金課高齢者サービス係 ☎470・7846へ。

支給されます。

※計算の結果、500円以下の場合には支給されません。

【勧奨を行う計算対象期間】元年8月1日~2年7月31日

【申請先】2年7月31日現在で加入していた医療保険

【申請方法・問い合わせ先】3月中旬ごろに、支給対象者へ勧奨通知を送付します。同封の申請書に必要事項を記入の上、次の通り申請してください。

①国民健康保険に加入の方
II申請書に、被保険者証、マイナンバーカード(マイナンバーが確認できるもの)の写しを添えて保険年金課国民健康保険係(市役所1階)へ郵送を。詳しくは同係 ☎470・7733へ

②後期高齢者医療制度に加入の方
II申請書を同課高齢者医療係(同1階)へ郵送または持参を。詳しくは同係 ☎470・7846へ

③会社の健康保険などに加入の方
①②以外 II申請書には、市の介護保険の自己負担額証明書の添付が必要です。詳しくは加入している健康保険組合などに問い合わせください

④介護保険の自己負担額証明書の添付が必要で、詳しくは介護福祉課介護サービス係 ☎470・7775へ

後期高齢者医療制度 医療費等通知書を発送しました

東京都後期高齢者医療広域連合では、健康管理や医療に対する認識を深めていただくため、1月下旬に対象者へ医療費等通知書を発送しました。

【内容】診療年月、医療機関などの名称、診療実日数、医療費の総額(10割分)、自己負担相当額など。

※医療費の総額には、自由診療や差額ベッド代など、保険適用外の額は含まれません。

【対象】元年9月~2年8月の12カ月間に、医科・歯科・調剤などの1カ月の医療費の総額が5万円を超える月がある方。

※すべての被保険者へ発送するものではありません。

【その他】この通知による手続きの必要はありません。

詳しくは保険年金課高齢者サービス係 ☎470・7846へ。

公の施設の指定管理者を指定しました

指定管理者制度とは、公の施設の管理運営について期間を定めて民間事業者等を指定し、その発想とノウハウを生かした多様な質の高いサービスを提供する手法です。

市では、現在22の施設において同制度を導入しています。このたび、3月31日に指定期間が満了する19の施設と新たに同制度を導入する中央図書館について、令和2年第4回市議会定例会の議決を経て、指定管理者を指定しましたのでお知らせします。いずれの施設も指定期間は4月1日~8年3月31日です。詳細は下表の通りです。

指定管理者の指定一覧

施設名	指定期間	指定管理者	所管課
市民プラザ 西部地域センター 南部地域センター 東部地域センター	4月1日~8年3月31日	株式会社セイウン (埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号)	生活文化課 ☎470・7738
滝山地区センター ひばりが丘地区センター 大門町地区センター		福祉総務課 ☎470・7749	
浅間町地区センター 野火止地区センター 八幡町地区センター 南町地区センター 中央町地区センター		社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会 (滝山四丁目3番14号)	障害福祉課 ☎470・7747
さいわい福祉センター		社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 (新宿区原町三丁目8番地)	児童青少年課 ☎470・7735
けやき児童館 子どもセンターひばり		株式会社明日葉 (港区芝四丁目13番3号PMO田町東10F)	生涯学習課 ☎470・7784
スポーツセンター		東京ドームグループ (文京区後楽一丁目3番61号) (次の①~③からなる共同事業体) ①株式会社東京ドーム(代表団体) ②株式会社東京ドームスポーツ(構成団体) ③株式会社東京ドームファシリティーズ(構成団体)	図書館 ☎475・4646
中央図書館 滝山図書館 ひばりが丘図書館 東部図書館		TRC・野村不動産パートナーズグループ (次の①・②からなる共同事業体) ①株式会社図書館流通センター(代表団体) (文京区大塚三丁目1番1号) ②野村不動産パートナーズ株式会社(構成団体) (新宿区西新宿一丁目26番2号)	